

# 武蔵村山市公式ツイッターアカウント及び公式フェイスブックページ運用ポリシー

平成24年10月25日

企画財務部秘書広報課

武蔵村山市役所が運営する公式ツイッターアカウント及び公式フェイスブックページは、下記の方針により運用します。

## 1 目的

この運用ポリシーは、公式ツイッターアカウント及び公式フェイスブックページの運用に関する事項を定めることを目的とします。

## 2 定義

この運用ポリシーにおいて、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公式ツイッターアカウント 武蔵村山市が設置し、運用するツイッターアカウントをいう。
- (2) 公式フェイスブックページ 武蔵村山市が設置し、運用するフェイスブックページをいう。
- (3) 市民等 市民をはじめとするツイッター及びフェイスブックの利用者をいう。

## 3 基本方針

公式ツイッターアカウント及び公式フェイスブックページの運用に当たっては、市広報及び市ホームページに加え、情報伝達の即時性と拡散性に優れた特性をいかし、市の催物情報や防災情報を発信することを通じて市民等に市政について更なる理解を深めていただくとともに、携帯端末からもアクセスしやすいという特性をいかし、災害発生時等における緊急情報ツールとして活用し、市民等の利便性の向上を図ることを基本方針とします。

## 4 公式ツイッターアカウント及び公式フェイスブックページ

市が使用する公式ツイッターアカウント及びURL並びにフェイスブックページのURLは次のとおりです。

- (1) 公式ツイッターアカウント

@m\_murayamacity

公式ツイッターURL

[http://www.twitter.com/m\\_murayamacity](http://www.twitter.com/m_murayamacity)

(2) 公式フェイスブックページURL

<http://www.facebook.com/musashimurayamacity>

5 運用方法

公式ツイッターアカウント及び公式フェイスブックページは市の複数の課が共有で使用し、以下のとおり運用します。

(1) 発信する情報

- ア 市が行う情報提供サービスにおいて電子メールで配信する情報
- イ 市が主催し、又は共催しているイベント情報の告知・開催状況、開催結果
- ウ パブリックコメントや公募委員等の募集に関する情報
- エ 武蔵村山市防災行政無線局運用規程（平成12年武蔵村山市訓令（甲）第12号）第4条に規定する緊急放送及び第7条に規定する一般放送で放送する情報
- オ 災害発生時における市の公共施設の被災状況等、市民の生命及び財産を守るための重要な情報
- カ その他市民等に利便性がある情報や周知する必要性がある情報

(2) 発信する上での留意点

- ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）をはじめとする関係法令及び市職員の服務や情報の取扱いに関する規程等を遵守します。
- イ 市民等に誤解を与えない、わかりやすく簡潔な情報発信に努めます。
- ウ 信頼性が確保できない情報や、重要施策の意思形成過程の情報は発信しません。

(3) 情報を発信する時間帯

情報を発信する時間帯は、原則として武蔵村山市の休日に関する条例（平成3年武蔵村山市条例第29号）第1条に規定する市の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、5の(1)エ及びオに該当する情報等については、この時間帯以外の時間にも情報を発信することがあります。

(4) 他アカウントのフォロー等

公式アカウントでは情報発信のみを行うものとし、他アカウントのフォローやリプライは原則として行わないものとします。

また、原則としてフェイスブックページにおいてもコメントに対する回答は行わないものとします。

ただし、政府機関、地方公共団体等の発信する関連情報については、市民の利便に供する情報と判断した場合は必要に応じてリツイート等を行うこともあります。

(5) 成りすましへの対応

秘書広報課は、市の公式アカウントを市ホームページに掲載し、成りすましでないことを証明します。また、成りすましを発見した場合は、市ホームページにおいて情報を発信し、成りすましアカウントが存在することへの注意喚起を行います。

## 6 禁止事項

公式フェイスブックページ利用の際には、以下のような内容の文章及び画像の投稿は御遠慮ください。市民等による投稿内容が下記事項のいずれかに該当すると判断した場合は、発言者に断りなく、投稿の全部又は一部を削除します。

- (1) 特定の個人、企業、国、地域をひぼう中傷する内容
- (2) 武蔵村山市を含む他者に成りすますなど、虚偽や事実と異なる内容
- (3) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とした内容
- (4) 政治活動又は宗教活動に係わる内容
- (5) 著作権、商標権、肖像権などの本市又は第三者の知的所有権を侵害する恐れのある内容
- (6) 法律、法令等に違反している内容、又は違反する恐れがある内容
- (7) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗に反する内容
- (8) 本人の承諾なく個人情報に特定・開示・漏えいするなど、個人のプライバシーに関する内容
- (9) 有害なプログラム
- (10) わいせつな表現などを含む不適切な内容
- (11) フェイスブック利用規約に反する内容
- (12) その他、公式フェイスブックページの運営上、他人に不利益を与える恐れがある内容

## 7 免責事項

- (1) 市は市民等が公式ツイッターアカウント及び公式フェイスブックページの掲載情報を利用し、又は信用したことにより、市民等又は第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (2) 市は市民等により投稿されたコンテンツについて一切の責任を負いません。
- (3) 市は市民等間若しくは市民等と第三者間のトラブルによって市民等又は第三者に生じたいかなる損害についても一切の責任を負いません。
- (4) 市は上記(1)～(3)のほか、公式ツイッターアカウント及び公式フェイスブックページに関連する事項に起因又は関連して生じたいかなる損害についても一切の責任を負いません。
- (5) 市は、この運用ポリシーを予告なく変更する場合があります。